

衆議院東日本大震災復興特別委員会ニュース

平成 23.7.20 第 177 回国会第 14 号

7 月 20 日（水）第 14 回の委員会が開かれました。

- 1 平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（参議院提出、参法第9号）
 - ・提出者参議院議員佐藤正久君（自民）から提案理由の説明を聴取しました。

- 2 原子力損害賠償支援機構法案（内閣提出第84号）

- ・片山総務大臣、高木文部科学大臣、細川厚生労働大臣、鹿野農林水産大臣、海江田経済産業大臣（原子力経済被害担当）、大島国土交通大臣、枝野国務大臣（内閣官房長官）及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。
（参考人）原子力安全委員会委員長 班目春樹君

（質疑者及び主な質疑内容）

小野寺 五 典君（自民）

- ・「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」（平成23年3月19日）を発売した時点で牛の餌として稲わらを想定していたか、鹿野農林水産大臣に伺いたい。あわせて、放射性セシウム汚染の稲わらによる被害により牛を出荷できない農家に対して、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン）の適用又は仮払いで補償する必要があると考えるが、鹿野農林水産大臣及び海江田経済産業大臣の見解を伺いたい。
- ・福島県内の肉牛から国の暫定基準値を超える放射性セシウムが検出されたことを受けて、国を挙げて汚染牛対策を行う枝野内閣官房長官の決意を伺いたい。あわせて、簡易型シンチレーション放射線検出器を用いる等、考えられる様々な方策を用いて汚染牛の検査を行っていく必要性があると考え、細川厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・菅内閣総理大臣が「脱原発依存」を表明したが、現在国会に提出されている原子力協定に変更があるのか、今後の見通しについて枝野内閣官房長官及び海江田経済産業大臣の見解を伺いたい
- ・被災者雇用開発助成金の支給は、対象労働者が過去3年間に働いたことのある事業所に雇い入れられる場合、対象とはならないが、被災者の再雇用のインセンティブを与えるためにも弾力的な運用が必要であると考え、細川厚生労働大臣の見解を伺いたい。

石 田 祝 稔君（公明）

- ・菅内閣総理大臣の「脱原発依存」発言は、本法案第1条の目的として掲げられている「原子炉の円滑な運転等に係る事業の円滑な運営の確保」と方向性が合わない様に思えるが、海江田経済産業大臣の見解を伺いたい。

- ・本法案第66条に規定される法人税の特例によって、一般負担金が原子力事業者の損金に算入されることで地方税の税収が減少する場合は考えられるが、総務省としてはこれにどの様に対応するのか、片山総務大臣の見解を伺いたい。
- ・海江田経済産業大臣は、自家発電等のいわゆる「埋蔵電力」の実態をどの程度の規模と把握しているのか、見解を伺いたい。

斉 藤 鉄 夫君（公明）

- ・ストレステストの結果を関係4大臣が判断することとされているが、法的根拠のない新たな基準がつけられることにならないか。また、4大臣の判断基準となる基準はどこが策定するのか、海江田経済産業大臣の見解を伺いたい。
- ・東日本大震災の影響を受け、今後の核燃料サイクルの継続に関する高木文部科学大臣及び海江田経済産業大臣の見解を伺いたい。
- ・本法案制定の必要性について、海江田経済産業大臣の見解を伺いたい。

吉 井 英 勝君（共産）

- ・全面賠償の責任を負う東京電力は、債務超過・実質的破たん企業であり、法的整理と同様に経営者・株主・金融機関等の債権者に負担を求めるとともに、東電と電力業界の内部留保等を賠償財源として活用すべきではないか、海江田経済産業大臣の見解を伺いたい。
- ・福島第一原子力発電所については、原子炉の欠陥が指摘されているが、現行の原子力協定（1988年発効）に照らして米国GE社等に製造物責任を問うことは可能か確認したい。
- ・政府と電力会社は、原発コストは安価だとして原子力政

策を推進してきたが、建設費や使用済核燃料再処理費用、電源立地交付金等を含めて試算をすると高コストであること、また、事故に伴う費用を含めればコストはさらに膨らむことを明らかにすべきと考えるが、海江田経済産業大臣の見解を伺いたい。

服部良一君（社民）

- ・本法案による東京電力の支援にあたっては、資産買取や国有化等の選択視を排除せず、東京電力の無条件存続を前提としない対応をなすべきと考えるが、枝野内閣官房長官の見解を伺いたい。
- ・定期検査中の原子力発電所の再稼働に先立ち、東京電力福島第一原子力発電所事故やSPEEDIの測定結果を参考に、EPZ（防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲）の範囲の見直しを進めるべきと考えるがどうか。

柿澤未途君（みんな）

- ・菅内閣総理大臣は「脱原発依存」を表明しながら、閣僚懇談会で個人的見解である旨の釈明をしている。「脱原発依存」を政府の方針とするには、本法案に「脱原発依存」に向けた具体的方策に関する所要の法整備について附則を設ける等、法律上明記すべきと考えるが、海江田経済産業大臣の見解を伺いたい。
- ・菅内閣総理大臣の「脱原発依存」発言は、政治的リーダーとして一定の方向付けをしたものと考えますが、政府は今後どのような方向性でエネルギー政策の議論をしていくのか、海江田経済産業大臣及び枝野内閣官房長官の見解を伺いたい。